

パートナーシップ構築宣言公表要領

令和7年2月21日

(令和7年2月28日施行)

未来を拓くパートナーシップ構築推進会議

1. 公表の方法

- (1) パートナーシップ構築宣言（以下「宣言」という。）に賛同する企業は、別添の雛形に沿って宣言を作成する。ただし、業種の特性に応じて、宣言の趣旨を変えない範囲において、宣言内容を修正できる。
- (2) 公表は、中小企業庁が依頼する団体（以下「団体」という。）が運営するポータルサイトへの掲載によるものとする。
- (3) 企業は、以下の宣誓書を添付の上、団体に宣言の掲載を申し込むものとする。
 - ①役員に、暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）がいないこと。
 - ②暴力団員等が企業の事業活動を支配していないこと。
 - ③申請前1年間に下請代金支払遅延等防止法（昭和31年法律第120号）第7条の規定に基づく勧告、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和23年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第20条の規定に基づく排除措置命令を受けた場合には、当該勧告又は命令の内容を履行していること。
 - ④申請前1年間に下請中小企業振興法（昭和45年法律第145号）第4条の規定に基づく指導を受けた場合には、業所管省庁に報告した直近の改善案を履行していること。
 - ⑤2.(3)により、宣言のポータルサイトでの掲載が取りやめになったことがある場合にあっては、取りやめになった日から1年を経過していること。この場合において、2.(3)の取りやめの原因となった事由について適切に対応している旨の十分な説明を業所管省庁に行っていること。
- (4) 団体は、(3)の宣誓書が添付されている場合には、宣言をポータルサイトに掲載するものとする。

2. 掲載の取りやめ

- (1) 宣言を行った企業（以下「宣言企業」という。）が、下請代金支払遅延等防止法第7条の規定に基づく勧告を受けたとき、独占禁止法第20条の規定に基づく排除措置命令を受けたとき、下請中小企業振興法第4条の規定に基づく指導を受け、下請事業者への影響を勘案し、宣言の趣旨に照らして掲載継続が適切ではないと認めるとき、その他宣言企業が宣言を履行していないと

認めるときは、業所管省庁は、中小企業庁を経由して、団体に対して当該宣言企業の宣言の掲載を取りやめることを求めることができる。

- (2) 宣言企業が、宣言後に1. (3) に記載する宣誓書の内容と異なる状況にある可能性を業所管省庁が覚知した場合には、業所管省庁は宣言企業に対し宣誓書の内容と異なる状況がない旨の説明を求めることができる。この場合において、当該宣言企業が業所管省庁に対し十分な説明を行わないときは、業所管省庁は、中小企業庁を経由して、団体に対して当該宣言企業の宣言の掲載を取りやめることを求めることができる。
- (3) (1)、(2) の宣言の掲載を取りやめる旨の求めがあった場合には、団体は、当該宣言企業の宣言の掲載を取りやめるものとする。

3. その他

上記のほか、宣言の公表及び掲載の取りやめに当たって必要な事項は、内閣府特命担当大臣（経済財政政策担当）及び経済産業大臣が定める。